

令和8年度「次期地方公共団体実行計画策定・管理等支援システム」の設計・開発に係る委託業務の仕様書案等に対する意見の回答

令和7年11月21日
環境省大臣官房
地域脱炭素政策調整担当参事官室

連番	対象資料	頁番号	見出し番号	見出しタイトル	概要	質問/要望	意見内容/記載変更案	意見理由	回答
1	調達仕様書案	2	1.3.④	1.3.調達目的及び期待する効果	文末、「ユーザビリティを向上させ現行システムの活用を促進させる。」の表現の修正。	要望	文末に、「ユーザビリティを向上させ現行システムの活用を促進させる。」と記載がありますが、現行システムではなくて次期システムに期待する効果と理解していますので、「次期システムではユーザビリティを向上させ現行システムより一層の活用を促進させる。」等の表現に変更をお願いします。	正確性を期すため。	ご意見を踏まえ、調達仕様書の修正を検討します。
2	別紙1 要件定義書	40~43	3.11.(1)	3.11.情報システム稼働環境に関する事項 (1) システム構成 ア 本番環境 (2) クラウドサービス構成	(1) システム構成のA本番環境で「現段階で想定する本システム本番環境の構成図を下図に示す。」として、「図7 本番環境システム構成（想定）」で、AWSのソフトウェアサービスにて図示されています。また、(2) クラウドサービス構成の表29クラウドサービス構成では、AWSのソフトウェアサービスが記載されています。	要望	表中のサービス名では、AWSのソフトウェアサービスが記載されているが、Azure等の他のソフトウェアサービスを前提とした見積もり、ご提案も可能であるとの理解と認識しておりますので、要件定義書に、「AWSのソフトウェアサービスにて記載しているが、Azure等の他のソフトウェアサービスにて提案、構成することも可能である」と追記いただくようお願いします。	AWS以外の提案も可能であることを明確にしているため。	ご意見を踏まえ、要件定義書の修正を検討します。
3	別紙1 要件定義書	54	3.14.(4)	3.14.移行に関する事項 (4) 移行データ分析	受託者は、移行対象データを分析し、データ・クレンジング等の加工作業が必要であるか確認の上、結果について環境省に報告すること。	要望	移行データ分析の結果、データ・クレンジング等の加工作業が必要な場合には、現行システム運用・保守事業者様のご支援のもと、環境省様にて実施していただく必要がございますので、「なお、データ・クレンジング等の加工作業は、現行システム運用・保守事業者様の支援のもと、環境省にて実施する。」と追記をお願いします。	責任分担を明確にするため。	ご意見を踏まえ、要件定義書の修正を検討します。
4	調達仕様書（案）	7	4	4. 作業の実施内容に関する事項	要件定義書の見直しに関する責任分界について	要望	「検討の結果、要件や設計等の見直しが必要となった場合は、原則として本業務において要件や設計等を見直しの上、構築を行うこと」と記載があるが、見直しの範囲と工数が不明確である。 以下いずれかの記載を提案 ・要件定義書の見直し範囲を限定する記載を追加（例：軽微な修正は原則見直し。新規機能追加などは、仕様変更として対応する） ・見直しに伴う工数増加が一定程度を超える場合の対応方針を事前に協議し、一定程度を超える場合はスコープ変更として管理する旨の記載を追加。	見直しの範囲が曖昧なため、認識齟齬が発生する可能性があるため。	基本的に要件定義書（確定版）において要件は確定する理解ですが、設計・開発等を実施していく中で、要件定義の内容を加筆・修正する必要が生じることが想定されるため、変更が発生した際には要件定義書のメンテナンスを行う必要があると考えます。
5	調達仕様書（案）	4	2	1.6.作業スケジュール	要件定義作業について	要望	4. 作業の実施内容に関する事項 4.3.要件定義 要件整理作業として、「要件定義書の改定案」の成果物も存在するため、作業スケジュールとして明確に表した方が良いのではないかと。	要件定義書作成事業者と受託者が異なるため、スケジュール上要件整理の工程が重要なポイントなため。	要件定義は実施済ですが、連番4のとおり、設計・開発等を実施していく中で、要件定義の内容を加筆・修正する必要が生じることを想定しています。作業スケジュールの詳細は各事業者のご提案により対応が異なるものと考えます。
6	別紙1 要件定義書	28	3.2.(2)	3.2.システム方式に関する事項	クラウドサービスの選定基準の緩和	要望	クラウドサービスの選定、利用に関する要件としてISMAPPまたはISMAPP-LIUに登録されているサービスか、「ISMAPP 管理基準」の管理策基準における統制目標（3桁の番号で表現される項目）及び末尾にBが付された詳細管理策（4桁の番号で表現される項目）と同等以上のセキュリティ水準を確保していることとを選定することとありますが、本記載を除いていただけないでしょうか。	ISMAPPおよびISMAPP-LIUに登録されているサービスはまだまだ少なく、また同等以上のセキュリティ水準を確保していることを示すことも難しいものです。このためご提案できるGXツールやBIツールが限られてしまい、ご提案の幅が狭まってしまうためです。	要機密情報を取り扱うクラウドサービスは、本要件を満たす必要があります。 なお、ナビゲーション・ガイド機能として適用するサービスについては、データを保持しない点や業務システムではなくサポートツールである等の理由により左記の要件の対象外となります。ご意見を踏まえ、要件定義書の修正を検討します。
7	要件定義書	43	3.1.1	3.1.1.情報システム稼働環境に関する事項	図7 本番環境システム構成（想定）	要望	AWS前提の構成図の記載がございますが、他CSP/ガバメントクラウドとして、Azureでの提案でも差し支えないでしょうか。提案可能な場合、Azure版構成図も添付いたしますので、こちらについても参考構成図として併記頂くようご検討頂ければ幸いです。	よりよい提案、システム検討の幅を広げることで、提案価格や、内容について選択肢が広がると思われるため。	AWS以外のガバメントクラウドのご提案も可能です。ご意見を踏まえ、要件定義書の修正を検討します。
8	要件定義書案	58	3.16.(5)	(5)教材の作成	事務局（本事業、プロジェクト管理支援、政策的助言業務の受託者）向けマニュアルの作成について	要望	環境省やシステム利用者向けのマニュアルのみならず、事務局向けのマニュアルについても作成対象に含めていただきたい。	現行LAPSSでは、事務局向けのマニュアルが存在せず、受託者の変更等があった場合に継続性の観点から問題があるのではないかと。	本調達では次期システムに関する利用者向けマニュアルの作成を役務としています。事務局用マニュアルの作成は、事務局を担う事業者の役務であると想定しています。
9	要件定義書案 別紙1_機能・画面一覧	1	6-1-3-1	アンケート調査機能	地域脱炭素の推進に関する状況調査の設問・ロジック検討機能について	要望	地域脱炭素の推進に関する状況調査の設問及びロジック検討段階において、環境省及び事務局がシステムの画面上で調査画面の更新を実施できる機能を実装していただきたい。 また、システム上の回答が困難な地方公共団体向けに、調査票をExcelで出力できる機能を実装していただきたい。	現行業務では、地域脱炭素の推進に関する状況調査の設問及びロジックの検討にあたって、環境省と事務局間でExcelを用いて更新作業を行っているところ、Excelのバージョン管理や更新箇所のダブルチェック、Excel調査票完成後のシステムへの反映等に多大な工数を要するとともに、誤り発生の原因となっている。 上記を踏まえて、環境省及び事務局が推進状況調査の設問・ロジック検討をシステム画面上で実施できる機能を実装すべきではないかと。	開発工数への影響を考慮し、ご意見の採用は見送りします。
10	要件定義書案 別紙1_機能・画面一覧	1	6-3-2-2	マスターデータメンテナンス機能	活動項目・排出係数マスタの管理方法について	要望	活動項目及び排出係数について、年度ごとに管理する旨、さらにはEEGSのマスタとの共通化を行う旨を明記していただきたい。	現行LAPSSでは、活動項目を年度ごとに管理できておらず、法改正等による活動項目の変更が発生した場合に、事務局・利用団体双方で都度特別な対応を要しているところ。 また、活動項目・排出係数の管理が複雑化しており、排出係数公表後のLAPSSへの反映にも時間を要している。 さらに、マスタについては、システムの根幹を成すものであることから運用開始後の変更は極めて困難。 上記を踏まえ、マスタの年度管理、可能であればEEGSマスタとの共通化をすべきではないかと。	活動項目及び排出係数について年度ごとに管理する旨、機能・画面一覧「排出量設定」（機能ID：1-3-4-1）に記載しております。 EEGSのマスタとの共通化については、対応を検討します。
11	仕様書案	—	—	—	環境構築に関する要件	要望	本調達が想定する環境に関する見積対象（例：構築が求められる環境（本番環境、検証環境、開発環境）と、ガバメントクラウドにかかる費用の対象・非対象）について明記いただきたい。	見積条件（範囲）、開発スコープを正しく理解したいため	ご意見を踏まえ、調達仕様書の修正を検討します。 なお、開発環境は事業者にて用意していただきます。

連番	対象資料	頁番号	見出し番号	見出しタイトル	概要	質問/要望	意見内容/記載変更案	意見理由	回答
12	別紙1_要件定義書	10	1.3.(3)	(3) ヘルプデスク業務	問合せフォームについて	質問	『(3) ヘルプデスク業務』の問合せ方法に「Web フォーム」と記載がございます。こちらは、受託者がLAPSS専用の問合せWebフォームを用意(新規構築)する必要がございますでしょうか。それとも、既存のWebフォームを想定されておられますでしょうか。	要件を正しく理解したいため	いずれも想定されます。
13	別紙1_要件定義書	14	2.1(2)	機能の主な追加・変更点	GXサービス	質問	BTツールと並んで、導入の検討対象としてGXサービスが挙がっていますが、どのようなサービスを意図しているかについて情報を補足いただけませんか？	要件を正しく理解したいため	GXサービスの導入要否を再検討するとともに、要件定義書の修正を検討します。
14	別紙1_要件定義書 別紙1_機能・画面一覧	28	3.2.(1) 6-1-1-1	(1)システム方式についての全体方針 6-1-1-1自体内コミュニケーションボード機能	アプリケーションの設計方針 【別紙1_要件定義書】表 20 システム方式についての全体方針 項番2	質問	『原則としてバッチ処理を採用せず、リアルタイム処理を基本とすること。バッチ処理が必要となる場合は、その理由について環境省の承認を得た上で採用すること』とありますが、一方で「別紙1_機能・画面一覧」の「6-1-1-1自体内コミュニケーションボード機能」に『新規投稿通知メールの処理はバッチ処理とする。』と記載があります。この機能に関してはバッチ処理が要件であると考えてよろしいでしょうか。	要件を正しく理解したいため	新規投稿通知メールの処理において、バッチ処理は要件ではございません。機能・画面一覧の修正を検討いたします。 なお、現行システムでは投稿ごとにバッチ処理が実行され、新規投稿通知メールが送信されておりますが、次期システムではバッチ処理に限らない想定です。
15	別紙1_要件定義書	29	3.2.(3)	(3) 開発方式	設計用のAPおよびツールについて	質問	『UI 設計は UI 設計専用のアプリケーションを利用し随時共有すること。』 『UI API 設計には Open API 設計用のツールを利用すること。』 とありますが、設計用のAPIやツールを利用することは必須でしょうか。	見積条件を正しく理解したいため	必須ではありません。 ご意見を踏まえ、要件定義書の修正を検討します。
16	別紙1_要件定義書	34 45	3.7.(1) 3.11.(7)	(1) 上位互換性 (7) 利用端末の要件	対象ブラウザについて	質問	34頁『E 対応するブラウザ 本システムが利用する Web ブラウザは Microsoft Edge、Firefox、Google Chrome とし、テスト対象のメジャーバージョンは環境省と協議し承認を得ること。また、メジャーバージョン内のマイナーバージョンについては最新バージョンに対応した開発を行うこと。』 45頁『E 本システムの運用開始時点で動作保証の対象とするブラウザは以下とする。 PC (Mac OS/Windows) の場合：Microsoft Edge/Mozilla Firefox/Google Chrome/Safari の最新バージョン』 上記記載の通り、34頁と45頁で対応Webブラウザに差分がありますが、45頁に記載の内容で問題ないでしょうか。	見積条件を正しく理解したいため	Safariへの対応は必須ではありません。 ご意見を踏まえ、要件定義書の修正を検討します。
17	別紙1_要件定義書	41	3.11.(1)	(1) システム構成	開発環境	質問	『統合開発環境（エディタ、コンパイラ、デバッガなどプログラミング支援機能を含む）等は、受託者が用意すること。』や 『開発環境及び統合開発環境については運用・保守事業者を引き継ぐことを想定し、可能な限りクラウド提供の CI/CD パイプラインもしくはマネージドサービス等と連携してクラウド環境に構築すること。』 と記載がありますが、開発環境と統合開発環境の位置づけを教えてください。	見積条件を正しく理解したいため	「開発環境」とは、開発時に使用する環境全体を指します。 「統合開発環境」とは、エディタ、コンパイラ、デバッガなどプログラミング支援機能を含む開発環境の一部であり、事業者が任意で用意し、開発において使用することができる環境を指します。
18	別紙1_要件定義書	53	3.14(2)	移行計画の作成	表35 移行計画書の記載内容 項番4	質問	移行方式について、「原則として一括移行（or 複数回の分割移行）とする。」と記載がありますが、原則は一括移行と理解すればよろしいでしょうか？カッコ内の記載も原則に含まれるかが不明瞭でしたのでご確認します。	要件を正しく理解したいため	ご認識のとおりです。 ご意見を踏まえ、要件定義書の修正を検討します。
19	別紙1_要件定義書	58	3.16.(4)	(4)教育の方法	研修用環境	質問	『ク 講義では受講者がシステム操作を実体験できるようにすること。』 講義の際のみ受講者がシステム操作ができれば良いと理解しました。 一方で、 『(3) 教育の実施時期 本システムを利用した業務開始前までに十分な習熟期間を確保できるようにすること。』 の記載からは、講義以外でも習熟期間が必要であると記載があります。 習熟期間は教材による学習を想定されていると考えてよろしいでしょうか。	見積条件を正しく理解したいため	習熟期間中の教育は、教材に加えて、録画した講義動画の閲覧、システムの操作を想定しています。